日本気象学会東北支部細則

昭和33.7.5 成立

昭和40.11.18 1項を改正

昭和41.3.15 7項を改正

昭和60. 3.19 12、13、14の各項を改正

平成6. 2.28 1、8、9、12、13の各項を改正

平成22. 6.11 1項を改正

平成 27. 3.12 1 項を改正

令和1. 7.10 日本気象学会東北支部発表賞の条項を追加

令和6. 6.25 1.1、2、5、10及び2.2の項を改正

1 理事選挙

1 理事は東北地区在住の会員より8~11名選出する。 会計監査は東北地区在住の会員より1名を選出する。

- 2 次期理事の定数は理事会で決定する。
- 3 候補者は理事会の推薦者および立候補者とし、投票締切日の20日前までに決定のうえ、会員に周知させるものとする。
- 4 立候補者は投票締切日の30日前まで支部長宛に届け出るものとする。
- 5 投票は無記名連記とする。ただし、連記数は第2項の決定による理事数とする。
- 6 投票は文書投票とする。
- 7 有効投票により、各地区別に投票の多い順に次期理事を決定する。同数の場合は年少者を上位とする。ただし、得票数が有権者の10分の1に満たない者は理事に就任することができない。 次点者も同様とする。
- 8 当選者が理事および会計監査就任を辞退した場合は次点者を繰り上げる。
- 9 理事および会計監査に欠員が生じた場合の補充は次点者をあてる。
- 10 開票は理事立ち会いのもと行う。
- 11 開票の結果は会員に報告する。
- 12 理事および会計監査に欠員を生じ、第9項による補充ができない場合は、理事会の推薦によって補充する。
- 13 第9項または第12項による補充理事および会計監査の任期は前理事および会計監査の残存期間とする。
- 14 そのほか選挙にあたって必要事項は支部長が決定し、事後に理事会に報告する。

2. 日本気象学会東北支部発表賞

- 1 日本気象学会東北支部発表賞(以下「支部発表賞」という。)受賞者を選定するため、支部発表賞候補者推薦委員会を設ける。
- 2 委員会は支部理事および支部長が指名した支部会員をもって組織する。
- 3 委員会は、支部研究発表会において優れた講演を行った支部会員から、原則として2名程度を 選び、受賞者を支部理事会に推薦する。原則、半数以上を学生会員とする。ただし、委員は受賞 対象とはならない。
- 4 支部発表賞は賞状・副賞(賞金)とし、これを受賞者に贈呈する。